

「採用内定者と交際費課税」

今年も新卒採用活動の時期がやってきました。会社訪問や面接に来られる方々に対し、会社側も採用活動に係る様々な支出が増えてくるかと思えます。

このような採用活動のための費用のうち、法人税の計算では損金とはならないケースが出てきます。代表的なものとして、交際費課税があります。

1. 交際費課税の概要

会社が支出する交際費等は、法人税額の計算において必ずしも全額が損金となるわけではなく、一定額を超える部分については損金不算入となります。この制度がいわゆる交際費課税です。

この制度が設けられた背景には、会社の資本の充実・蓄積を促進するために冗費の節約を図るといった政策目的があります。

交際費課税の対象となる交際費等は、次のように定義されています。

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関する者等（間接の利害関係者及びその法人の役員、従業員、株主等も含む。）に対する接待、供应、慰安贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう。

なお、交際費課税については、平成 26 年度に税制改正があり、現在の損金算入額は下記のようになっています。

(1) 一定の中小法人の場合

接待飲食費の額 × 50%
定額控除限度額（年 800 万円）までのいずれか大きい額を損金算入

(2) 上記以外の法人の場合

接待飲食費の額 × 50% を損金算入

2. 採用内定者への支出も交際費に？

では、採用内定者は、従業員と同様の取扱いで問題ないのでしょうか？これまでの判例等をみますと、一概にそうとは言えないので注意が必要です。

採用内定者は、まだその会社の従業員に確実に人ではない、という観点から、交際費等の意義の中にある、「その他事業に関係のある者」にあたりとされています。

そのため、採用内定者に支出した費用は、支出金額や目的等によって交際費等になる場合とそうでない場合が生じることから、判断が難しいという面があります。

3. 採用内定者の懇親旅行等の判決例

例えば、採用内定者の懇親旅行等については、平成 16 年 2 月 4 日のさいたま地方裁判所の判決があります。

判決では、内定者懇親会の昼食費用を超えない程度は、社会常識的に見て会議費、採用費又は研修費として交際費等には当たらないとされました。

他方、懇親旅行の大半が観光で、夕食時等には酒類が提供され、1人当たりの旅行金額が少額とはいえない場合には、事前研修の範囲を超えているため、交際費等に該当すると判断されました。

現在、飲食費については、1人当たり 5,000 円以下で、飲食等をした日付・店名・参加人数など一定の事項を記載した書類を保存すれば、交際費等ではなく飲食費として損金算入が認められるという規定があります。しかしながら、現実には採用内定者の囲い込みを目的とした懇親会等であれば、この金額を上回る費用が発生することも多いかと思えます。その際は交際費課税で費用の一部が損金不算入になるのを承知した上で支出することになるでしょう。

なお、交際費課税の対象となるかどうかは、個別判断になります。支出の際には、専門家に確認するなど、よく検討してから実行したいものです。

(提供:朝日税理士法人)

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券

金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各店舗までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2016年2月1日現在)

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券